

丹波市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、丹波市履行検査要綱（平成16年丹波市訓令第64号。以下「検査要綱」という。）第15条の規定に基づき、建設工事に係る請負業者の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、検査要綱第4条に規定する建設工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 建設工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、契約履行の監督職員、調査職員及び検査職員に関する要綱（平成16年丹波市訓令第63号）第3条に規定する監督職員及び調査職員並びに第4条に規定する検査職員とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、建設工事の施工状況等について行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、建設工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査要綱第15条第2項に規定する工事等成績採点表により行うものとする。

3 工事等成績採点表の評定点の算出は、考査項目別運用表（別紙）によるものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、評定の結果を様式第1号により、評定を行った工事の請負業者に対し、前条の規定による評定点を書面により通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、様式第2号により回答するものとする。

3 前項の回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

4 市長は、前項による説明を求められたときは、様式第3号により回答するものとする。

(その他)

第8条 市長は、請負金額が1件につき130万円を超え500万円未満の工事については、少額工事成績採点表により評定を行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。